

令和 5 年度那覇市長賞募集要領

那覇市では、需要の拡大と販路の開拓を促進し、地場産業の振興を図るべく、那覇市長賞受賞商品を選定しております。市内事業者の積極的なご応募をお待ちしております。

1 申請資格（共通）

- (1)本市に事業の本拠を有する事業者で、市税に滞納のないもの。
- (2)製造について、法令の定めるところにより許可等を必要とする場合は、当該許可等を受けたものであること。
- (3)過去 3 年間に食中毒事件等の問題が発生した者ではないこと。
- (4)申請しようとする法人及びその役員並びに個人が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）、暴力団員（法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）、暴力団関係者、その他反社会的団体またはそれらの構成員が経営に実質的に関与していないこと。那覇市が警察署等に照会することについて承諾できること。
- (5)会社更正法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更正手続開始の申し立て又は、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申し立てがなされている者でないこと。
- (6)申請しようとする法人の役員並びに個人に破産者及び禁固以上の刑に処せられている者がいないこと。
- (7)那覇市の指名停止を受けている期間中でないこと。
- (8)那覇市長賞及び那覇市長賞受賞商品のための認知度向上並びに販売促進につながる PR イベント等へ参加できるもの。

2 選定部門（共通）

- (1)食品部門 薬事法（昭和35年法律第145号）に規定する医薬品及び医薬部外品を除く全ての飲食物
- (2)非食品部門 食品以外の物

3 選定対象要件

- (1)市内事業者が開発した商品であること。
- (2)日本農林規格等に関する法律（昭和 25 年法律第 175 号）、食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）、食品表示法（平成 25 年法律第 70 号）、計量法（平成 4 年法律第 51 号）、家庭用品品質表示法（昭和 37 年法律第 104 号）、不当景品類及び不当表示防止法（昭和 37 年法律第 134 号）等の関係法令に違反しないものであること。
- (3)過去に受賞した商品ではないこと。
- (4)那覇市らしさについては、コンセプトやデザインに加えて、技術や原材料等においてもその要素があること。

4 選定基準

- (1) 那覇市をイメージできる商品であり、かつ、那覇市長賞受賞商品として相応しいものであること。
- (2) コンセプト、アイディア、デザイン、技術、原材料、色彩、包装等が優れていること。
- (3) 市場性や流通性、継続性が優れていること。
- (4) 上記(1)～(3)に加え、食品部門は香味、非食品部門は機能性・実用性・可能性が優れていること。

5 申請期間

令和 5 年 10 月 25 日(水)～12 月 8 日(金)

6 申請に必要な書類

- (1) 那覇市長賞出品申込書兼誓約書

別紙 1

- (2) 申込商品の概要が分かる資料

出品申込書、商品の全体画像、成分表示(一括表示シール等)

- (3) 事業者の本拠地が分かる資料

履歴事項全部証明書または営業証明書(申請日より 3 か月以内に発行されたもの)

※個人事業主の場合は、本市で事業を行っていることを確認するため、確定申告書や営業許可証、開業届の写し等を提出すること。

- (4) 市税に滞納がないことが分かる証明書

※本審査においては、関係法令に違反しない事を確認するために、証明書等の提出や必要な検査を受けていただく場合があります。

7 審査方法

- (1) 那覇市長賞選定・販売促進事業受託事業者が事務局となり開催する那覇市長賞候補商品審査会において、申請資格や選定対象要件を満たした応募者によるプレゼンテーション審査等を行います。審査会は令和 5 年 12 月中旬頃を予定しています。なお、応募者多数の場合は、書類審査を行う場合がありますのでご了承ください。

- (2) 那覇市が開催する那覇市長賞審査選定委員会において、受賞商品を選定します。

※審査時には審査に必要な分(食品部門については審査員試食提供用)の商品を持参していただく必要があります。

8 申請書提出先及び問い合わせ先

【申請書提出先】

株式会社 プロダクツ・プランニング(受付時間: 平日 9 時～18 時) 担当: 當間

〒901-0151 那覇市鏡原町10番8号 鏡原UビルⅡ2階

TEL:098-987-0582 FAX:098-987-0583 e-mail: pandp@siren.ocn.ne.jp

【問い合わせ先】

那覇商工会議所 中小企業相談部（受付時間：平日9時～17時）担当：又吉

TEL:098-868-3759

年 月 日

那覇市長 宛

申請者

所在地

商号または名称

代表者役職

代表者氏名

印

令和 5 年度 那覇市長賞出品申込書兼誓約書

令和 5 年度「那覇市長賞」について、関係書類を添付して申込いたします。また、申請者及び申込商品について、次のとおり那覇市長賞応募資格を全て満たしていることを誓約します。

1 申請資格

- (1)本市に本社または事業の本拠を有する事業者で、市税に滞納のないもの。
- (2)製造について、法令の定めるところにより許可等を必要とする場合は、当該許可等を受けたものであること。
- (3)過去 3 年間に食中毒事件等の問題が発生した者ではないこと。
- (4)申請しようとする法人及びその役員並びに個人が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「法」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。）、暴力団員（法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。）、暴力団関係者、その他反社会的団体またはそれらの構成員が経営に実質的に関与していないこと。那覇市が警察署等に照会することについて承諾できること。
- (5)会社更正法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更正手続開始の申し立て又は、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申し立てがなされている者でないこと。
- (6)申請しようとする法人の役員並びに個人に破産者及び禁固以上の刑に処せられている者がいないこと。
- (7)那覇市の指名停止を受けている期間中でないこと。
- (8)那覇市長賞及び那覇市長賞受賞商品のための認知度向上並びに販売促進につながる PR イベント等へ参加できるもの。

2 申込商品資格

- (1)市内事業者が開発した商品であること。
- (2)日本農林規格等に関する法律（昭和 25 年法律第 175 号）、食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）、食品表示法（平成 25 年法律第 70 号）、計量法（平成 4 年法律第 51

号)、家庭用品品質表示法(昭和 37 年法律第 104 号)、不当景品類及び不当表示防止法(昭和 37 年法律第 134 号)等の関係法令に違反しないものであること。

(3)過去に受賞した商品ではないこと。

(4)那覇市らしさについてはコンセプトやデザインのみではなく、技術や原材料等においてもその要素があること。

3 添付書類

(1)申込商品の概要が分かる資料

出品申込書、商品の全体画像、成分表示(一括表示シール等)

(2)事業者の本拠地が分かる資料

履歴事項全部証明書または営業証明書(申請日より 3 か月以内に発行されたもの)

※個人事業主の場合は、本市で事業を行っていることを確認するため、確定申告書や営業許可証、開業届の写し等を提出すること。

(3)市税に滞納がないことが分かる証明書